

第13回高石市子ども・子育て会議概要

■日 時： 令和7年1月29日（水） 午前10時00分～

■場 所： 高石市役所本館2階 会議室202

■出席者

[委 員]

畠中委員、中西委員、清水委員、太田委員、土師委員、中谷委員、山崎委員、隈元委員、西村委員、村井委員、村上委員、瀬田委員

[事務局]

石坂教育部長、家村こども未来室長、神志那教育部次長兼教育総務課長、乾こども家庭課長、米山子育て支援課長、船富社会教育課参事、菅原学校教育課参事、三宅高齢・障がい福祉課長代理、上田こども家庭課長代理、宮城こども家庭課係長

■会議次第

1. 開 会

2. 委員の紹介

3. 会長、副会長の選出

4. 会長の挨拶

5. 案 件

（1）第3期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定について

（2）こども誰でも通園制度の概要、延長保育事業の変更及び小規模保育事業所の設置について

（3）その他

■配布資料

資料1 次第

資料2 第3期高石市子ども・子育て支援事業計画（素案）

資料3 こども誰でも通園制度の制度・運用、延長保育のアンケート集計結果及び小規模保育事業所設置事業

■会議概要

1. 委員の紹介

2. 出席委員

委員 15 名中 12 名の出席

傍聴希望者 無し

3. 会長、副会長の選出

5. 案件

(1) 第3期高石市子ども・子育て支援事業計画の策定について・・・資料2に基づき、 事務局説明：第1章～第4章（略）

畠中会長：基本理念、基本目標そして基本施策について、今までは20項目でしたが、新規で3項目施策が増えております。書かれている内容について、意見等ありましたら発言願います。

委員：第2章に書かれている課題と、今説明いただいた第4章に書かれている施策の具体的な取組の中で、思春期の保健対策のところ、40ページの4の(5)食育の話がどこに対応するのかということが分かりません。

34ページの2 親と子の健康を守るまち(2)思春期保健対策の充実の課題に「学校給食を活用した食育の推進、生活習慣の改善」という項目がありますが、これが4章のどこにあたるのか教えてください。

事務局：第2期の取組から、今回、第3期の計画を立てるにあたり、基本目標等も大きく変更させていただいているところです。それに伴い、基本施策についても組み替えられています。

ご質問がありました34ページ、学校給食を活用した食育の推進、生活習慣の改善のところについては、54ページ、「基本目標3 こどもが健やかに成長できるまち」の「基本施策(2)親と子の健康支援」「⑦食育を通じた健康づくり」というところで言及しています。

委員：63ページを見ていましたので、ないと思いました。どこかに書いてあれば職員に対してお金も付けやすくなるでしょうし、整合性がとれていれば良いと思いました。

畠中会長：他にお気付きの点はございませんか。

委員：35ページに障がい児施策の充実ということで「松の実園を中心的施設とした障がい児療育の充実」と「放課後等デイサービスの充実」と記載していただいているのですが、基本施策の65ページに対応していると思っています。もちろん発達相談と障がいの早期対応というのが一番重要ですし、松の実園を中心にとすることも重要ですが、今年度、昨年度、30名の定員が入所されていて、松の実園に入りたいけど入れないというお子さんが待機されているという状況があります。松の実園中心はもちろん大事ですが、他の

幼稚園や保育園に断られて行き先がなく、松の実園しかないという状況の中で待機されている方への支援は、具体的にどういったことを想定されているのかということをお聞きしたいと思います。

誰でも通園制度については後で説明があると思いますが、他にも障がいのある方を積極的に受け入れるということは聞いていますが、実際、断られて松の実園に来られているのに、誰でも通園制度で障がいがある子がそこに行けるかと言われたらちょっと難しいと思っています。その辺の具体的なことを聞かせていただきたいと思います。

事務局：放課後等デイサービスについては小学生以上が対象の事業になっていますので、松の実園に通っておられる方が使えないということでご不便をかけているところがあるということはお聞きしています。対応については、検討しているところです。

ご質問いただきました松の実園に通いたいが通えないという方に対する支援についてですが、保育園に通える方であれば、加配の先生を付けていただくというかたちでの補助をさせていただいています。民間の保育園に入れないという方については、加茂幼稚園を紹介するかたちで支援しています。

委員：もし障がい者枠で入るとしたら、市長が推薦する保育が必要な方というところになるので、就労の方の優先順位が高くて、空いていたら入れるというかたちになります。優先順位を上げろというわけではありませんが、就労ももちろん大事なことです。孤立しないようにちょっとでもフォローしていただけるような取組になればと思います。

委員：松の実園に入所できなくて待機されている方がおられるのが現状です。障がい児の発達療育というところでバンビグループやステップクラスはありますが、基本的に母子と一緒になので、子どもと離れてということは難しい。ファミリーサポートや行政のサポートもありますが、障がいが重い方に関しては、ファミリーサポートの方が保健師や看護師、保育士というわけでもないと思いますので、断られる場合が多いと聞いています。

松の実園でも今、実際に通っている方は平日預かっていただけますが、小学校の運動会を土日に見に行こうとしても、連れて行くと落ち着きがなくなってしまうのを安心して見ることができないという声も聞いています。今は受け入れ先がない現状なので、障がい児が優先的に入所できるところはやっぱり必要だと思っています。

障がい児を家でみないといけないというのが現状です。親も病院に行きたいですし、きょうだいもいます。家族や親戚に預けられる方はいいいですが、ひとり親で松の実園に通っている方もいますし、どのような施策を取るのか教えていただきたいと思います。

畠中会長：消極的な対応ではなく、積極的にもう一步踏み込んだ施策をしてほしいという要望ではないかと思っています。

中西副会長：今の続きですが、65 ページの②支援施設の充実のところには、「児童発達支援センターである松の実園を障がいの重度・重複・多様化の傾向に対応した相談や訓

練、療育を行うことができる中心的施設として、障がい児療育の充実に努めます」と記載していただいています。事業計画は骨子の部分だけになりますので、中心的施設ということは、既存の園を活用するのであれば物理的な施設を活用して、規模は小さくてもいいので体制を構築できたらいいのではないかと思います。

事務局：30名定員のところ30名の方に入所していただいたというところで、入れない方がおられたということも伺っております。その分、民間園に受け入れていただいている部分もございます。法律にも中心的施設で担うということがうたわれていますので、今後とも中心施設として体制を整えていきたいと考えています。

委員：障がい児施策の利用については、私は民間の認定こども園に子どもを預けていて、まもなく卒園ですが、就労に関しては点数があって優先順位があると聞いていますが、松の実園に入園するにあたっては障がいの程度も関係しているのではないかと思います。私の子どもは上が18歳で、一番下が6歳で、実際に12年認定こども園に子どもを通わせているのですが、先生の加配についてもずいぶん変わったなと思っています。民間園も人を確保するのに努力していて、それも行政のほうからお願いしているというかたちなのかなと思います。

松の実園に見学に行かせていただきましたが、障がいの度合いによっては、このお子さんは支援を受けたほうがいいんじゃないか、そのほうがお子さんにとっても幸せなんじゃないかというふうに感じるのがやっぱりあります。障がいの程度によってクラスもそうですし、先生方の負担も変わってくるのではないかなと思うことが多々あります。

障がい児の中心的施設である松の実園のクラスの増設など難しいとは思いますが、行政が頑張っていること、頑張っている人たちのためにこのように動いているんだということ発信して、市長の言う子どもを育てやすい市としてアピールしてはどうかと思っています。

畠中会長：他にございませんか。ご意見がなければ、第5章の説明に入らせていただきたいと思います。

資料2に基づき、事務局説明：第5章（略）

畠中会長：事業の見込み量と確保施策ということで、18項目の事業について概略を説明していただきました。何かご質問はございませんか。

委員：病児・病後児保育事業について、訪問型の事業がなくなる方向だということですが、差し支えなければ、やめる理由を教えてください。

事務局：訪問型事業につきましては、令和5年度まで一事業者に手を挙げていただいて実施してきましたが、事業者から保育士の確保が難しいということで、事業の継続が難しいという話がありましたので、令和6年度からは施設型のみで運用をしています。

委員：92ページの17番、子育て世帯訪問支援事業について、私は今、介護の仕事をしているのでヤングケアラーが気になりました。170人という数字はヤングケアラーだけ

ではないと思いますが、高石市にはヤングケアラーが何人いるのかきちんと把握できているのでしょうか。

事務局：ヤングケアラーについての把握ができているかということですが、現状としては、学校でアンケート調査を実施している中でヤングケアラーと思われるような方がいれば特定して、学校側のスクールソーシャルワーカー等が関わるという流れとなっています。

それ以外にも、福祉関係の方や一般の方からも気になる子どもがいるという情報が家庭児童相談室に入ります。こういう家庭がある、心配だという情報が入った場合は、ネグレクトが背景にあって具体的に关わる必要があることもありますので、こども家庭課がアセスメントして具体的な対応をしていくことになります。

理念のところでヤングケアラーについても明記させていただきました。これまでは情報が入る機関が学校であったり、福祉であったり、こども家庭課であったり、いろいろな部署があつて、相談しやすいという部分は考えられますが、市としてもヤングケアラーの相談場所は一箇所に統一するようなかたちで、さらに情報発信も進めていきたいと思っています。今後は、こども家庭課でヤングケアラーの対応を受けるというかたちを取りたいと考えています。

基本的な流れは学校や福祉関係者、一般の方から情報が集まったのち、個別具体的に支援が必要かどうかを判断し、サービスにつなげていきたいと考えています。

委員：同じ項目になりますが、「当該家庭の居宅を訪問支援員が訪問し」とありますが、これはどこが担当して、どういう人が行っているのでしょうか。私はいろいろとお役を拝命しておりまして、いろんな相談を受けます。ちょっと重いなという案件の時は、担当部署に相談させてもらいますが、今、おっしゃったようにヤングケアラーという話もあります。実際に18歳の子どもが6歳の子どもの面倒をみているという現実もあります。それを保育園の先生は、最近お母さんは忙しそうでお迎えに来ないと言われるのですが、結局そういうことが起きると、保育園から情報がいくのかなと思います。

事務局：支援員については、この事業に登録していただいている事業所があつて、これは市内の介護事業所であったり、助産所、NPO法人といったところになっています。

この事業の対象は、家事や子育てに対して、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどです。制度としては、家事支援や育児支援をすることに加え、生活や育児の方法が正しいかといったことに悩んでいる方の不安を取り除くための傾聴や助言などを行う制度となっています。

障がいや要介護でなければサービスは受けられないというところ、子育て家庭に対しても育児や家事支援も必要ではないかということで、国も推進していこうということで始まった事業です。事業所に関しては、今年度から募集をかけています。今後、制度の周知も図られていく中で、利用希望も増えてくると考えていますので、さらに体制を充実させていきたいと考えています。

先ほど、保育園の送り迎えをきょうだいの方がやっていることについてのお話がありましたが、そういったことがすべて悪いわけではなくて、過度な負担で子どもの本来の生活ができなくなったり、部活動や勉強ができなくなったりといった弊害が出てきた場合は改善していく必要があると考えています。家族で助けあうというのは、何も間違いではないというところも、ヤングケアラーの取組を進めるにあたっては、正しい知識の周知・啓発も行っていきたいと考えています。

委員：第4章の説明の時にも気になっていたんですが、40 ページの基本施策のところ、1. こどもが輝けるまち、のところに2つ新規事業が入っていますね。3つ目がヤングケアラー支援で、43 ページにその内容が書いてあります。説明をお伺いしていて、ヤングケアラーの実態把握はこれからなんだなとお聞きしました。しかし、実態を把握していただいて、今の説明にあったように「②課題解決のための個別支援」というのは、こども家庭課に1本化して、「子育て世代訪問支援事業などの家庭支援事業を活用し、個別具体的な対応を行います」とありますので、体制を充実させていただけると思います。子どもの数は減っても、発達障がい児もヤングケアラーも減らないので、具体的に体制を構築していかないといけないなと感じています。

委員：93 ページの18 番、親子関係形成支援事業について、現在、それに似たような行政の対策としては育児相談、教育研究センターの教育相談、発達相談がメインになるかと思いますが、これはグループワークメインでされるのか、親だけ、子どもだけですか、既存の事業との違いを教えてください。

事務局：親子関係形成支援事業については、まず背景としては子どもが減っている状況ではありますが、子ども、親ともに課題を抱えている方がおられて、支援が必要な家庭が増えている状況になっています。

これまでは育児相談などの取組の中で、検診時に発達面で気になる方に対しては育児相談につなげていくような仕組みをつくっていますが、育児相談や発達検査をした後に特性があることがわかって、それを受け入れられない家庭もたくさんあるというのが現状です。

そういった方に、特性があるからということではなく、単純に親子の関わりといった敷居の低いかたちで教室的なものに関わってほしいということで、親子関係形成支援事業という名前になっていますが、ペアレントトレーニング的なものを実施していきたいと考えています。

実際の方法としては、今は個別でやっている状況ではありますが、親子関係形成支援事業はグループワークや教室を開催するというかたちで、特性があると思われるお子さんをお持ちの方や子育ての方法に悩んでいる方も含めて、広くいろいろな方に参加していただいた上でグループワーク的なものを中心に実施して、横のつながりもつくっていくことができればいいと考えています。

晶中会長：他にございませんか。ないようでしたら、次の議題に進みます。

案件２ こども誰でも通園制度の概要、延長保育事業の変更及び小規模保育事業所の設置について、に移ります。事務局より説明願います。

（２）こども誰でも通園制度の概要、延長保育事業の変更及び小規模保育事業所の設置について・・・資料３に基づき、事務局説明（略）

委員：面談というのは市役所の方とするのでしょうか。それとも、事業所とするのでしょうか。

事務局：基本的に利用する場合は施設との直接契約となりますので、面談についても直接、施設の方としていただくことになります。

委員：高石市の事業所は皆さんご協力いただけるのでしょうか。

事務局：今のところ、具体的には決まっておりません。令和８年度から始めさせていただきますので、実施施設についてもこれから協議の上、決めさせていただきます。

委員：他委員が懸念されているのは、「障がいのある子どもの受け入れ」の中の「職員配置や事業所の機能等、正当な理由により～」ということから、保育士不足で受け入れていただけない可能性が高いのではないかとということだと思えます。

これは一つ提案ですが、市内の保育士をシェアするシステムをつくって、保育士不足で受けられないという場合に、他園の保育士が一時的にそちらへ行けるようにすれば利用しやすくなるのではないかと思います。

これからシステムを検討するところだと思いますので、そこも含めて検討いただけると、どんな子どもでも住みやすい高石市になるのではないかと思います。一つの方向として内閣府がお金を付けようという動きはあります。どこまでお金が付くか分かりませんが、やったらそれなりの成果は上がると思います。

畠中会長：かなり前向きなアイデアだと思います。シェアリングは今の時代にふさわしいと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

他にございませんか。では、こども誰でも通園制度については了解したこととします。次の案件についての説明をお願いします。

資料３に基づき、市内認定保育園での延長保育事業について事務局説明（略）

畠中会長：提案の通りですが、ご質問等ございましたらお願いします。

働き方改革であったり、利用者が少ないということ、保育士の確保の難しさといったところから判断されていると思います。よろしいでしょうか。

続いて、３つ目の提案をお願いします。

資料３に基づき、小規模保育事業所設置事業について事務局説明（略）

畠中会長：小規模保育事業所は令和８年から設置するということです。事業者を選定する骨格のようなものが資料の中にあったかと思います。第１次、第２次、最終的には聞

き取り調査で決めるという流れですが、ここをきちんと押えて事業者を選定してほしいといったお気付きの点があれば出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員：6ページの施設の運営に関する条件の2行目「保育内容については保育所保育指針を遵守し、全体的な計画及びこれに基づく各年齢の指導計画等を作成、実施すること」と書いていただいているのですが、これを遵守できているかどうかのチェックが、今回の提出資料、提出書類一覧表のものではやりにくいと思います。全体的な計画と各年齢の指導計画を提出してもらうのはいかがでしょうか。そうすると、こういう形でやられるのだなということを市としてチェックできると思います。

さらに、「保育内容を遵守し」ということなので、例えば、各年齢の指導計画の中に保育内容で求められている子どもに経験してもらいたい事項が保育の狙い及び内容として入っていますので、それが指導計画にきちんと表れているかどうかと。これは別の市でお願いしていることですが、審査基準表を作って提出してもらおうと。そうすると各園、各事業所で自分のところに合ったものをしっかり考えてくれます。

それから、連携施設がなかなか見つからなくて駄目になる可能性がありますので、連携施設については今ある施設にできる限りお願いできるようにしておかれるといいかと思います。

事務局：提出書類にもご意見を反映させていただいて、審査基準表にも反映させていただきたいと思います。

畠中会長：他にご意見ございませんか。

委員：小規模保育園は障がいのある子どもや発達障がい児も受け入れ可能ですか。

事務局：必要がある場合は受け入れさせていただきます。当然、障がいのある方には加配の先生が必要になる可能性もありますので、今実施している補助と同じような形でさせていただくことになります。

委員：小規模保育園に通われる方が一番心配されるのは、その後の進路ではないかと思いますが、3歳以降の受け入れ先を考える時に、また一から幼稚園や保育園の入園希望の申請をしなければならないということですか。

事務局：保育所に通園中の方は、現況届を毎年提出していただいています。今と違いかたちで3歳になったら転園していただかなければなりませんので、新規の申し込みで希望をお聞かせいただくことになります。

ただ、今まで通園していたのにいきなり待機児童というわけにはいきませんので、その辺りは在園児のような扱いで先に受け入れ施設を探させていただいて、その後、新規の申し込みの方を受け入れるという順番になるようにと考えています。

委員：そうすると、なおさら待機中の方が入園できなくなるのではないかと思います。3歳以降の受け入れが増えるわけではないという状況だと思うんです。少子化もあって、園としてはクラスを増やすという方向性はないと思います。クラスが増えないとなると、待機児童が増えるということになってしまいます。1～2歳までは通園できても3歳以

降はどうかのかなと。就労中の場合、加茂幼稚園は断らないと聞いていますので、預け先がなくなるということはないとは思いますが、働きたいけど働けないという状況になると困ります。就労中の方が優先されるのは当然だとは思いますが、今後、共働きが増えて、幼稚園もどんどん数が減っていったって、保育施設が多くなっていくという段階で、もう少し保育施設が優先されるのではないかと思います。

事務局：現在、1歳、2歳の方の受け入れが難しいという現状もあって小規模保育事業所を考えさせていただいたところですが、3歳、4歳、5歳の受け入れについては少子化の流れもあって難しいという状況ではないということです。今のところ新規で来られた方で3歳児以降の待機児童はいないという状況です。高石市の状況としては1歳、2歳の育休明けの職場復帰の方が新規のお申し込みが多いという状況です。3歳児以降を安心してやっているわけではありませんが、現状では受け入れが可能と思われます。

委員：1クラス20人受け入れ可能ということですか。

事務局：現在、各園との調整となりますので、確実に20人受け入れ可能ですよというわけにはいきませんが、調整してできるだけ受け入れていただくということになります。

中西副会長：計画の75ページを見る限りにおいては、開設が令和8年度ですから令和9年度以降は20人以上の受け入れはあるんだなと思って見ていました。もちろん状況によって変わってくるんだろうとは思いますが。市内の法人が小規模保育事業所として決定して、3歳以降に本園に入ることができるというのが理想だと思います。そうになると保育方針も変わりませんので、スムーズに移行できるのではないかと思います。

畠中会長：皆さんから活発にご意見をいただけていますので助かっています。小規模保育事業所についてはよろしいでしょうか。

（３）その他・・・今後のスケジュールについて、畠中会長より説明（略）

畠中会長：今後、本計画（案）については、2月の初旬にかけてパブリックコメントに諮られます。市民の皆さんからのご意見を伺う予定にしています。

本日、委員の方からいただきましたご意見と併せて取りまとめ、最終案を3月初旬に事務局より送付します。2～3日を目処に再度、委員から意見を頂戴し、最終的な取りまとめは私に一任していただくということでよろしいでしょうか。

（※一同、異議なし。）

一任していただけるということです。最終的な計画がまとまった時点で市長へ答申文書とともに提出させていただきます。

以上で、私どもの子ども・子育て会議に諮問されました案件は終了ということになります。

他にございませんか。特に発言がなければ、ここで会議は終了としたいと思います。本日は委員の皆さまより積極的に意見をお出しいただき、しかも時間内に収めることができましたことを改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。